

第109回宍粟市議会定例会会議録（第5号）

招集年月日 令和4年12月20日（火曜日）

招集の場所 宍粟市役所議場

開 会 12月20日 午前9時30分宣告（第5日）

議事日程

- 日程第 1 第 113号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 2 第 114号議案 宍粟市住民投票条例の一部改正について
- 日程第 3 第 115号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 発議第 4号 宍粟市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 5 所管事務等調査について
-

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 第 113号議案 令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）
- 日程第 2 第 114号議案 宍粟市住民投票条例の一部改正について
- 日程第 3 第 115号議案 宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第 4 発議第 4号 宍粟市議会の個人情報の保護に関する条例の制定について
- 日程第 5 所管事務等調査について
-

応 招 議 員（14名）

出 席 議 員（13名）

1 番 中 本 隆 敏 議員	2 番 垣 口 真 也 議員
3 番 神 吉 正 男 議員	4 番 浅 田 雅 昭 議員
5 番 八 木 雄 治 議員	6 番 西 本 諭 議員
8 番 津 田 晃 伸 議員	9 番 前 田 佳 重 議員
10 番 大 畑 利 明 議員	11 番 欠 番

1 2 番 林 克 治 議 員

1 3 番 欠 番

1 4 番 今 井 和 夫 議 員

1 5 番 大 久 保 陽 一 議 員

1 6 番 飯 田 吉 則 議 員

欠 席 議 員 (1 名)

7 番 山 下 由 美 議 員

職 務 の た め に 議 場 に 出 席 し た 者 の 職 氏 名

事 務 局 長 大 前 和 浩 君 書 記 大 谷 哲 也 君

書 記 小 椋 沙 織 君 書 記 中 瀬 裕 文 君

地 方 自 治 法 第 1 2 1 条 に よ り 説 明 の た め 出 席 し た 者 の 職 氏 名

市 長 福 元 晶 三 君 副 市 長 富 田 健 次 君

教 育 長 中 田 直 人 君 市 長 公 室 長 水 口 浩 也 君

総 務 部 長 砂 町 隆 之 君 市 民 生 活 部 長 森 本 和 人 君

健 康 福 祉 部 長 橋 本 徹 君 産 業 部 長 樽 本 勝 弘 君

一 宮 市 民 局 長 田 路 仁 君 波 賀 市 民 局 長 大 田 敦 子 君

千 種 市 民 局 長 井 口 靖 規 君 会 計 管 理 者 前 川 満 君

総 合 病 院 副 院 長 兼 事 務 部 長 菅 原 誠 君 農 業 委 員 会 事 務 局 長 祐 谷 佳 孝 君

(午前 9時30分 開会)

○議長（飯田吉則君） 皆様、おはようございます。これから本日の会議を開きます。

御報告を申し上げます。山下由美議員より本日の会議を欠席する旨の届けが提出されております。御報告申し上げます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しておりますとおりであります。

日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

報告1、監査委員から地方自治法第235条の2第3項の規定に基づき、例月出納検査の報告書が議長宛てに提出されました。その写しをお手元に配付しておりますので御高覧願います。

報告2、本日の説明員について、お手元に配付しております議長宛て通知書写しのとおり、欠席の通知がありましたので報告いたします。

報告3、本日市長から議案1件が提出されております。

これで報告を終わります。

それでは、日程に入ります。

日程第1 第113号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第1、第113号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）を議題とします。

本議案は、去る12月15日の本会議で、予算決算常任委員会に審査を付託していたものであります。

予算決算常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

予算決算常任委員長、15番、大久保陽一議員。

○予算決算常任委員長（大久保陽一君） 12月15日の本会議に上程され、本委員会に付託されました第113号議案、令和4年度宍粟市一般会計補正予算（第8号）について審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

付託当日に委員会を開催し、運営要綱の規定により詳細審査を文教民生分科会で行うことを決定し、同日関係職員に説明を求め審査を行いました。その後、予算決算常任委員会を再開し、分科会の審査報告を受け、全体の委員会で審査を行いました。

分科会の報告は次のとおりであります。

第113号議案の主な内容は、国において妊娠届出や出生届出で行った妊婦等に対し、出産育児関係用品の購入費助成や、子育て支援サービスの利用負担軽減を図る経済的支援を行うことが決定されたことに伴い、国県支出金を財源に、妊娠届出時

には妊婦1人当たり5万円相当、出生届後には子ども1人当たり5万円相当を応援金として迅速に支給するための予算を追加するものであります。

審査の中で委員から、妊娠及び出産の確認をどのような方法で行うのか。また、転入転出に関わって、二重払いや恩恵を受けられない方は生じないのかとの質疑があり、当局から母子手帳、出生届によって確認がほぼ把握できている。ただし、転入転出に関しては、国の制度が示された時点で漏れがないよう対応していくとの説明がありました。

関係職員に出席を求め、慎重に審査し、参考に賛否の確認をしましたところ、第113号議案につきましても、全員が賛成であったとのことでした。

全体会で、以上の分科会審査報告の後、質疑と自由討議を行いました。採決しました結果、第113号議案の補正予算については、全会一致で原案を可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 予算決算常任委員長の報告は終わりました。

続いて質疑を省略して討論を行います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

続いて討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので、これで討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

よって討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第113号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

第113号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第2 第114号議案

○議長（飯田吉則君） 日程第2、第114号議案、宍粟市住民投票条例の一部改正についてを議題とします。

本議案は、去る12月15日の本会議で、総務経済常任委員会に審査を付託していたものであります。

総務経済常任委員会の審査の経過と結果の報告を求めます。

総務経済常任委員長、8番、津田晃伸議員。

○総務経済常任委員長（津田晃伸君） 令和4年12月15日に審査依頼のありました第114号議案、宍粟市住民投票条例の一部改正については、同日、第16回総務経済常任委員会を招集して審査を行いましたので、会議規則第111条の規定により報告いたします。

第114号議案の主な内容は、投票資格者の制限を撤廃し、市民の意思表示の機会を確保するとともに、事務根拠の明確化など所要の改正を行うものです。

審査の中で委員からは、今回改正する理由は何かとの質疑があり、当局からは、参考とする関係法令の改正等に伴い、現条例との差異が発生しているため、常設型との位置づけを考慮し、今回条例の一部改正を提案するものとの回答がありました。

また、外国人も住民投票ができるようになるのかとの質疑があり、当局からは、これまでも外国人、特別永住者など、住民投票の資格はあった。しかし、禁錮刑以上の刑に処せられた方は除外となっていたが、その規定を撤廃するものとの回答がありました。

その他関係職員に説明を求め、慎重に審査し自由討議、討論を行いました。参考に賛否の確認をしましたところ、第114号議案は全会一致で可決すべきものと決しました。

以上報告いたします。

○議長（飯田吉則君） 総務経済常任委員長の報告は終わりました。

続いて、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 質疑なしと認めます。

以上で質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

本議案に関しましては、発言通告が提出されておられませんので討論を終了したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、討論を終わります。

続いて採決を行います。

本議案に対する委員長報告は可決であります。

お諮りします。

第114号議案については、委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第114号議案は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第3 第115号議案

○議長(飯田吉則君) 日程第3、第115号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正についてを議題とします。

上程議案に対する提案理由の説明を求めます。

福元市長。

○市長(福元晶三君) 第115号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のもの
の給与及び旅費に関する条例の一部改正につきまして、提案理由の御説明を申し上げます。

宍粟市では、人口減対策等を積極的に推進する中で、既存事業の見直しや財源の確保が喫緊の課題となっており、また、原油価格の上昇や物価高騰の影響も懸念されているところであり、政策の推進に必要な財源の一部を確保するため、市町、副市長、教育長の給料月額及び期末手当の額の10%を、令和5年1月から令和7年4月まで、それぞれ減額しようとするものであります。

議員各位におかれましては、諸事情御賢察の上、原案に御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

○議長(飯田吉則君) 説明は終わりました。

続いて質疑を行います。

通告に基づき、発言を許可します。

8番、津田晃伸議員。

○ 8 番（津田晃伸君） 8 番、津田晃伸です。第115号議案について、事前に発言通告を出させていただいていましたので、質疑をさせていただきます。

私は、市長には給料を下げるよりも、新病院の建設であったり、水道事業等、国や県への支援に向けて、もっと動いてもらいたいなという思いがありますので、給与カットを別に望んでいるわけではないんですが、市長の提案なので反対するつもりはないんですが、その中で、提出させていただいている4点について質疑をさせていただきたいと思います。

先ほど提案理由の中で、財源確保のためということを出されたみたいですが、今回の給与を10%カットする、財源確保のための10%ということなんですが、なぜ10%なのかというところが1点目。

次に、対象を市長、副市長、教育長とする理由。あと対象者が一律減額である理由、あと期間を任期満了までとした理由をお願いします。

○議長（飯田吉則君） 質疑に対して回答を求めます。

福元市長。

○市長（福元晶三君） それでは大きく4点いただいておりますので、私のほうから御答弁申し上げたいと、このように思います。

提案説明でも申し上げましたが、宍粟市も課題が山積しているところであります。今日の状況や、いろんなもろもろを、私として総合的に判断した結果10%とさせていただきます。

2点目の対象を市長、副市長、教育長とする理由であります。今回の私の判断に対し、その旨を協議する中で、副市長、教育長も同じ思いであったため、このように至ったところであります。

3点目の一律減額ということですが、先ほど2点目で申し上げたとおり、このことについては、3人でいろいろお話をしました。結果同率としたいと、こういうことで思いが一緒になったと、こういうことでありますので、そのように御理解いただきたいと思います。

4番目の任期満了、この理由であります。当然であります。私たちはそれぞれ任期があるわけであり。自身の任期中とこういうことに至ったということであり。

○議長（飯田吉則君） よろしいですか。

以上で質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております第115号議案については、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

第115号議案は委員会の付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

通告がありますので、順次発言を許可します。

まず反対者の発言を許します。

10番、大畑利明議員。

○10番(大畑利明君) 10番、大畑でございます。ただいま提案がありました115号議案、特別職で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、反対というよりも不可解であるという、そういう認識の下、討論をさせていただきます。

この議案は、市長、副市長など自らが判断して、給与及び期末手当の減額をする条例提案でありますけども、私は今この提案理由がよくまだ理解はできておりません。当初の議案で、特別職の期末手当を0.1か月引き上げる提案をし、可決されたばかりですが、成立後にその減額の提案をするという点が非常に不可解に感じます。

これは102号議案の提案に当たって、報酬審議会の議論を軽視するものではないかと捉えますし、ではなぜ、何ゆえ期末手当の引上げを報酬審議会に諮問をされたのか。その根拠が疑わしくなります。

また一定例会中に提案をする議案の一貫性がないと思います。今厳しい財政状況に対する財源確保という観点で、給与の減額という提案理由が述べられましたが、これを認めますと、他の一般職も含めて、厳しい財政状況の中での財源確保に給与等が充当されるおそれも懸念されるところでございます。

今社会は、労働者の賃金を上げることになり、あるいは生活者の生活に対しての経済支援を行うというのが社会情勢であります。それに対しても逆行する流れではないかなと考えるわけでございます。特別職は10%給与を減額されても、それなりの給与が保障されていると思いますけども、市民の生活はそうではございません。今もエネルギーや物価の高騰に加え、水道料金までもが値上げになり、多くの市民生活を圧迫している状況にあるわけです。

自らの給与を減額することで、これら市民負担の批判をかわそうとするような方

法を取るのではなく、今も御質疑でありましたが、改めて水道料金の削減のために奔走をされたり、新病院整備をはじめ、多くの諸課題に対して、市民との対話を通じたまちづくりを行うなど、いつも市長がおっしゃる誰一人取り残されないまちづくりに向けて、その職責を果たされることが、市民の本当の願いであるということをし添えて、この議案に反対するものであります。

○議長（飯田吉則君） 次に賛成者の発言を許します。

15番、大久保陽一議員。

○15番（大久保陽一君） 15番の大久保陽一です。第115号議案、宍粟市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論をいたします。

11月18日に、報酬等審議会が出された期末手当を0.1か月上げるとの答申は、市長職、副市長職、教育長職に対して出された答申です。三役ともこの審議会答申を強く受け止められていることと推察いたします。このたびの115号議案は、令和5年1月から令和7年4月までの任期中、期間限定の提案であることを見ると、市長である福元晶三氏、副市長である富田健次氏、教育長である中田直人氏、3人の任期残期間に対する自らに課した厳しい政治判断だと推察いたします。

議員各位には、令和5年1月から令和7年4月までの任期残期間に課した政治判断を強く受け止めていただくことをお願いして、賛成討論といたします。

○議長（飯田吉則君） 以上で討論を終わります。

続いて採決を行います。

第115号議案を起立により採決します。

第115号議案を原案のとおり可決することに賛成の議員の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（飯田吉則君） 起立多数であります。

第115号議案は原案のとおり可決されました。

日程第4 発議第4号

○議長（飯田吉則君） 日程第4、発議第4号、宍粟市議会の個人情報保護に関する条例の制定についてを議題とします。

本発議は、議会運営委員長から提出されました。

この際、提出者に趣旨説明を求めます。

議会運営委員長、14番、今井和夫議員。

○議会運営委員長（今井和夫君） 発議第4号提案説明であります。宍粟市議会の個

個人情報の保護に関する条例の制定について、提案の趣旨について御説明を申し上げます。

地方公共団体の個人情報保護制度が、令和5年4月から新しい個人情報保護法に基づき、全国的なルールが直接適用されますが、地方議会については、この共通ルールの適用対象外とされております。このことから、各市議会ごとに独自の個人情報保護制度を設ける必要があり、全国的な共通ルールを踏まえ、市議会における個人情報の適正な取扱いを確保するために、必要な事項を定めるなど、市議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利、利益を保護するため、宍粟市議会の個人情報の保護に関する条例を制定しようとするものであります。

議員各位には、条例制定の趣旨に御賛同を賜り可決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（飯田吉則君） 議会運営委員長の説明は終わりました。

続いて質疑であります。通告がありませんので質疑を終了したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております発議第4号につきましては、会議規則第39条第2項の規定により、委員会の付託を省略いたします。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） これより討論を終わります。

これより採決を行います。

発議第4号を採決いたします。

本発議を原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（飯田吉則君） 御異議なしと認めます。

発議第4号は原案のとおり可決されました。

日程第5 所管事務等調査

○議長（飯田吉則君） 日程第5、所管事務等調査についてを議題といたします。

所管事務等調査につきましては、各委員長よりお手元に配付しております一覧表

のとおり、閉会中の継続調査にしたい旨の申出がありました。

お諮りします。

各委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査に付することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

所管事務等調査については、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で本日の日程は終了いたしました。

お諮りします。

今期定例会に付託されました案件は全て議了いたしましたので、閉会したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(飯田吉則君) 御異議なしと認めます。

よって、第109回宍粟市議会定例会はこれをもって閉会いたします。

長期間にわたりまして御苦労さまでした。

第109回宍粟市議会定例会の閉会に当たり、一言挨拶申し上げます。

本定例会の開会日は、もみじ山の紅葉が終盤を迎えた頃でしたが、昨日にはこの山崎におきましても、雪がちらつくなど冬本番を迎えつつあります。昨年12月から1月にかけて、市北部においては、災害級の積雪を記録し市民生活に多大な影響を受けました。市内では既にスキー場も受入れ態勢を整えております。かなうものであれば程よい積雪を願うばかりであります。

一方、なかなか明るいニュースのない中、先日行われました第17回全国学校給食甲子園において、山崎学校給食センターが優勝の栄冠を受けられました。地元食材を生かした発酵食メニューが認められての受賞ということです。給食センターの皆さんの努力をたたえ、共に市民の誇りであると思いたいと思います。本当におめでとうございました。

さて、本定例会におきましては、令和4年度宍粟市一般会計補正予算(第7号)及び、宍粟市個人情報保護に関する法律施行条例制定について、宍粟市水道事業給水条例の一部改正についてなど26議案に加え、追加3議案を含めた29議案について御審議いただきました。議員各位におかれましては、おのおのの思いのある中での議案審査であったかと察するところではありますが、議会制民主主義というシステムにおきましては、一定の方向を見出さなければならず、大変御苦心、熟慮をいた

だいたのではと思います。本当に御苦労さまでございました。

そして議決されました条例等の施行につきましては、当然のことながら行政当局の適切かつ有効な運用に加え、市民生活への最大限の配慮を怠りなくお願いしたいと思うところであります。

ところで、新型コロナウイルス感染症におきましては、市内での流行の勢いが増しておるよう聞いております。市民の皆様におかれましては、新型のオミクロンワクチンの接種であったり、生活上の防御対策を怠りなく、御健勝にて新年を迎えていただければと願うところでございます。

結びになります。議員各位並びに市長をはじめ、行政当局の皆様が来る新年を御健勝にて迎えられることを御祈念申し上げ、閉会の御挨拶といたします。

○市長（福元晶三君） 第109回宍粟市議会定例会の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先月29日に開会をいたしました第109回宍粟市議会定例会は、議長、副議長をはじめ、議員各位の御精励によりまして、全議案につきまして滞りなく議了いただきましたことを厚くお礼を申し上げます。

今定例会では、宍粟市手数料条例等の一部改正、宍粟市水道事業給水条例の一部改正、令和4年度一般会計補正予算等々、追加議案を含め29件の議案につきまして、慎重に御審議をいただきましたこと、改めて厚くお礼を申し上げます。

さて、今年を振り返りますと、一昨年、昨年と同様に新型コロナウイルス感染症との闘いの1年となりました。ただ、行動制限が少し緩和されたこともあり、今年は市内各地において様々な催しが行われ始め、今日なお厳しい状況下ではありますが、少しずつ活気と笑顔が戻りつつあるように感じています。

また、各種団体や市民の皆様には、1年を通して様々な場面においてお力添えを賜りましたことを、心より感謝を申し上げます。そして、人との絆や相手を想う心の大切さを改めて強く感じた年でありました。新型コロナウイルス感染症対策により、私たちの生活をはじめ、様々な場面で活動に制限される中で、特に人との接する機会や身近な方との日常会話の減少から、人と人との関係性が希薄となり、その結果、相手を尊重する心、相手を思う心の大切さが失われていくのではないかと、非常に懸念をしております。

また、昨今ではSNS等の媒体を通じて相手の立場、人格を非難し、一方的に自分の意見を主張する行為が社会問題となっており、コロナ禍での生活も原因にあるのではないかと思われています。私はこのような社会情勢において、いま一度人

との絆や相手を思う心の大切さについて見詰め直し、学ぶことが重要であると考えております。

先日、山崎文化会館において、市民主催の中で、もののけ姫の主題歌で有名な米良美一さんの講演会が開催されました。その中で自らの生き方を通して、私たちが生きている意味、さらに社会の誰もが互いに尊重することの大切さ、真に暮らしやすいまちをみんなで作くり、支え合っていくことの大切さを学び、多くの参加者の皆さんには、改めて人との絆について考える有意義な機会になったものと思っております。

そのような中、本定例会一般質問において、北部地域高齢化等に伴う雪害対策、子どもの居場所づくりについて、また全ての児童・生徒に学習機会を与える等々、市民誰もが一人も取り残さない、まさに人を大切に市民に寄り添う政策を通して、住みよいまちづくりを進めることが重要と、貴重な提言をいただきました。しかしながら、まだまだ社会情勢は不透明で、来年も新型コロナウイルス感染症対策に追われる1年となるかもしれませんが、そうした中でも、市民一人一人が互いの人権を尊重し合い、共に成長し共感できる社会づくりを進めてまいりますので、なお一層、皆様の御理解と御協力をよろしく申し上げます。

いよいよ、これから本格的な寒さに向かってまいります。議員各位におかれましては、なお一層健康に御留意され、ますます御活躍いただくとともに、市民の皆様をはじめ、御家族おそろいですばらしい新年をお迎えになりますよう、併せて新年が希望に満ち、健康で笑顔あふれる年となりますよう心から御祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

長期間ありがとうございました。

(午前10時05分 閉会)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

宍粟市議会議長 飯 田 吉 則

宍粟市議会議員 前 田 佳 重

宍粟市議会議員 大 畑 利 明